

児童養護施設・母子生活支援施設・自立援助ホームで生活する児童の
就職時の資格取得を支援する
「ゆたかな育ちと自立」応援助成事業

令和4年度
「社会人一年生スタート応援助成」実施要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣旨

本事業では、株式会社ジェイ・ストーム（レコード・映画制作会社）からの寄付をもとに、社会的養護施設（児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム）で生活する児童等のゆたかな育ちと、社会に向けた自立への歩みを応援することを目的として、就職時の各種資格等の取得にかかる費用の一部を助成します。

2. 助成内容

（1）助成対象となる資格等と助成金額

令和4年4月以降に取得した、または取得する次の資格等

①普通自動車運転免許

児童1名につき180,000円を限度として助成

②就職時に有用となる各種資格

（パソコン操作技術、簿記、TOEIC、介護福祉士、保育士等の資格）

児童1名につき180,000円を限度として実際に要した金額を助成

（2）助成対象者（以下の①～④の要件をすべて満たす児童）

① 助成申請時に、児童養護施設、母子生活支援施設もしくは自立援助ホームに入所している、または退所しているが令和2年4月1日以降において入所していた児童。

※本要項における「児童」には、助成要件を満たす満18歳以上の者を含みます。

※過去に本助成を一部でも受けた児童については、申請できません。

※【自立援助ホームの場合】

退所児童については、継続して3か月間以上入所していたことを要件とします。

② 原則として、令和5年4月から9月までの間に就職を予定していること。

※進学の場合は申請できません。

※【自立援助ホームの場合】

令和4年4月から令和5年3月までの就職も対象とします。

③ 前記(1)の資格証等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。

④【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】

令和5年3月に高等学校を卒業し、その卒業証書等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。

(3) 助成実施にかかる留意点

○各都道府県・指定都市等において、運転免許や資格の取得にかかる他の助成制度の適用を受けた(または受ける予定がある)場合は、本助成の申請はできません。

ただし、措置費「特別育成費」の『資格取得等特別加算費』は併用することができ、資格等取得に要した経費が特別加算費を超えた場合、その差額を申請できます。

○児童1名につき、1つの資格等のみに助成します。

(4) 提出書類

①申請書

助成を希望する児童について、様式1により、施設の公印を押した申請書原本を令和5年1月31日(火)まで(当日消印有効)にご提出ください。

⇒提出先は(5)のとおり

※1 資格等の取得(目標)時期について

助成申請後に資格等取得を予定している場合、各施設は、児童とよく面談いただくなどし、取得時期の適切な目標を設定のうえ、その時期までの取得に向けて支援をいただくようお願いいたします。

②その他提出書類

次の書類を令和5年3月17日(金)まで(当日消印有効)にご提出ください。

⇒提出先は(5)のとおり

ア) 普通自動車運転免許の場合

1) 運転免許証のコピー ⇒下記※2参照

2) **【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】** 高等学校卒業証書等のコピー

イ) 各種資格の場合

- 1) 資格証のコピー
- 2) 支払済の費用がわかる資料
(資格認定実施機関・学校への振込控のコピー、授業料明細のコピー等)
- 3) **【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】** 高等学校卒業証書等のコピー

③受領書【自立援助ホームの場合】

本会から受領した助成金を児童に交付した自立援助ホームは、速やかに児童から受領書を徴収してご提出ください。

⇒提出先は(5)のとおり

※2 助成申請受理通知はお送りしません。

①申請書の提出後、②その他提出書類のご提出をお忘れなくお願いします。

※3 運転免許の取得が上記の書類提出期限に間に合わない場合は...

「1) 運転免許証のコピー」に代えて『教習費用の支払いがわかる資料(教習所が発行した領収証のコピー等)』をご提出ください。

後日、運転免許を取得した際、運転免許証のコピーを追加提出いただくことで、助成金満額を受けられます。

※4 運転免許の取得が助成申請時の目標時期から遅れる場合は...

助成申請後、諸般の事情により運転免許の取得が遅れる見込みである場合は、当初の目標時期の事前に「延長届」(様式2)をご提出ください。

※5 運転免許の取得が難しくなった場合は...

助成申請後、諸般の事情により運転免許の取得が難しくなった場合は、「辞退届」(様式3)をご提出ください。

(5) 提出先

【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「ジェイ・ストーム助成事業」 担当：平野、西谷、真辺

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル (TEL：03-3581-6503)

【自立援助ホームの場合】

自立援助ホーム あすなる荘(全国自立援助ホーム協議会 事務局)

「社会人一年生スタート応援助成事業」 担当：恒松

〒204-0022 東京都清瀬市松山 3-12-14 (TEL：042-492-4632)

(6) 助成金の振込み

書類の提出状況を確認のうえ、令和5年5月中旬(予定)に助成の決定を通知します。その後、同年5月31日(水)(予定)に助成金を申請書で指定の口座へ振り込みますので、施設から本人に交付してください。

3. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

4. 問合せ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
「ジェイ・ストーム助成事業」 担当：平野、西谷、真辺
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3581-6503

よくあるご質問

Q 書類の提出は、FAXでもいいですか？

A FAXでの書類提出は受け付けません。郵送でご提出ください。

Q 書類はどこに提出すればいいですか？

A 児童養護施設、母子生活支援施設は、全国社会福祉協議会にご提出ください。
自立援助ホームは、全国自立援助ホーム協議会事務局にご提出ください。
それぞれの住所など詳細は、「2.(5)提出先」をご確認ください。

Q 貸付制度との併用は認められますか？

A 費用の償還が必要である貸付制度であれば、併用して本助成に申請することができます。
費用の償還が不要な助成制度は、本助成と併用できません。

Q 助成金の振込先口座は、児童本人の口座でもいいですか？

A 児童本人の口座を振込先とすることは原則認めません。
振込先口座は施設の口座として、必ず施設が申請者として助成金の受領を確認し、児童本人に交付してください。